

令和 3 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 3 年 1 月 1 4 日

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和3年1月14日（木曜日）
午後 2時00分 開会 午後 4時08分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	待 鳥 美 光 議員
委 員	猪 原 陽 輔 議員	委 員	熊 谷 二 郎 議員
委 員	富 澤 啓 二 議員	委 員	金 井 伸 夫 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	富 澤 勝 広 議員
委 員	齊 藤 克 己 議員	議 長	吉 田 武 司 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

総 務 部 長	鈴 木 均	職 員 課 長	工 藤 宏
社会援護課長	梅 津 俊 之	長寿あんしん課 長	田 中 克 則
職員課長補佐	安 井 和 男	長寿あんしん課 長 補 佐	上 原 弘 之

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	本 間 修	主 査	高 橋 寛 子

◇本日の会議に付した案件

要求資料に対する質疑

事務検査について

その他

午後 2時00分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会いたします。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の流れを確認します。

本日の議題は、要求資料に対する質疑、事務検査について、その他です。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、会議時間についてですが、効率的な委員会運営を行うため、午後4時を目途に行いたいと思います。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

質疑に入ります前に、前回の当委員会において新たな資料要求についてお諮りしましたが、これについて金井委員より発言を求められております。

金井委員。

○金井伸夫委員 前回の委員会で、和光市職員の処分に関する基準に関わる文書を資料要求したのですが、要求資料の中に存在しましたので取消しいたします。

○安保友博委員長 ただいま、金井委員から資料要求取下げの申出がありました。このことについて、資料要求はなしとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、初めに要求資料に対する質疑を行います。

進行について確認いたします。

本日は、再要求資料に対する再質問から行います。質疑は、資料番号ごとに行いたいと思います。進行に異議はございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

それでは、まず資料番号1に対する再質疑から行います。

金井委員。

○金井伸夫委員 質問番号1-1のところ、この認知症高齢者夫婦に対する金品の横領事件について、これは警察が捜査して初めて発覚した事件なのかどうか。これはまだ答弁いただいていないと思いますので、警察が捜査して初めて発覚した事件なのか、あるいは役所の中で分かってきた事件なのか、伺います。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 認知症高齢者夫婦に対する横領事件に関する案件でございますが、こちらにつきましては、既に提出している資料の告訴状に記載してありますとおり、市職員の申出がございまして、それを受けて当市の顧問弁護士が聞き取り調査を行い、その後、告訴を行っているということでございます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 そうすると、警察が捜査に入って、その後、市の職員に聴取した結果、この認知症高齢者夫婦に対する横領事件が初めて分かったと、こういう順番ですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらの調査した内容と、警察からいただいた情報が一致したということで今回、告訴を行ったということでございます。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 質問番号1-2のところ、その金品の管理は、要領が制定される前の慣例によって行われたということで、その内容等をお伺いしたのですが、預かり証と封筒によって管理を行っていた、それらの封筒はその都度廃棄処分としていたということで、その封筒、預かり証、こちらで封筒なども全て存在はしなかったということで確認をさせていただきたいのですが、よろしいですか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 この不祥事に係る封筒のことを今、存在していたのか、いなかったのかということでしょうか。それとも当時。両方ですね。

この不祥事に係る封筒につきましては、既に資料として出している弁護士による調査について資料が出されていると思うのですが、その中に何か写真で撮影したものがあって、その中に封筒らしきものが入っていたと思うのですが、顧問弁護士による調査の資料の中に入っていたと思います。それは、私は確認しておりませんので、分かりません。

それ以外の、この事件以外の封筒については、今現在は存在していません。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 では、後ほど確認をさせていただいて、またその点についてお聞きするかもしれません。

それで、これは前の質問にもちょっと戻るのですが、その前の慣例によって行われていたということで、その話の中で、その課内では周知徹底がなされていなくて、業務の取決めのような形で取扱いはできていなかったということでしたよね。

それで、その中で社会援護課課長の専決判断の中で行われていたというような答弁をいただいたと思います。これは結局、その要領が定められていたけれども、課の中で徹底されていなかったということだと、それはどこかの、課長なりその専決をした責任というものがあろうかと思うのですが、その点についてはどのように判断したらいいのでしょうか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 ちょっと言葉的にどうかと思うのですが、あくまでもこの要領につきましては内規という形で定めているものになりますので、本来、手続等が定まっていないものについて、この取扱いについてはこのようにしようということで定めた内規であると認識しております。

当然、内規であったとしても、定めた以上はそれに従って行うというのが手続として正しいやり方だと思います。仮にその内規に従っていなかった場合について、本来であれば内規に従わない理由等を決裁等を取って行うというのが正しいやり方だとは思いますが、今回、課全体として認識に欠けていたと前回は答弁させていただいたのですが、今回のこの要領につきましては、埼玉県からの指摘を受けまして急遽作成したという中で、やはりその要領に従って行うという認識に欠けていたという部分があります。法令等の違反ではありませんので必ずしも処分の対象になるかという部分はどうかと思いますが、やはり定めた内規に従っていなかったという部分に関しては、懲戒処分までは行かないとは思いますが、ある程度の注意等を受けるべきものであったかとは思いますが。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 何らかの周知徹底ができていなかったということであれば、どちらかに責任があるのかなと感じるところです。この当時、やはり生活保護の着服とかそういう部分で金品の取扱いに関して県から指導が入って、整備するよという形で、全国的にそういう着服等の事件が発生することを受けてなのか、あるいは実際のその取扱いの中で県としても整備したほうがよいというような判断でこの要領が定められた、そういった指導が入ったと思うのですが、それが実際的に用をなしていなかった、今まで、前の慣例に従わなかったということに関しては、この事件の経緯なども踏まえると、やはり大きな素地としてそういう部分があったということだろう、そういうような素地があったのだろうと思っています。

それから、もう1点、この金品が発見された場所が何か所かというのをお聞きしまして、これは庁舎内では1か所ということだったんですけれども、それ以外に金品を、庁舎外も含めてこの事件に関するものが保管されていた場所があったのかどうなのか、確認させていただきたいと思います。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 確かに、前回の会議での答弁では、庁内では会計課のロッカーとお答えさせていただきましたが、あと庁内以外の場所としましては、元職員の指示によりまして、指示を受けた職員が自宅で保管していたと聞いております。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 この自宅で保管していたということに関しては、実態としてあり得ない行為ですというような答弁もあったのですが、実質行われていたということで、この点については原因として、金品の管理ということに関しては逸脱したものがあったと思うんですけれども、

その点についてはどのように感じていらっしゃるのでしょうか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 この職員が自宅で保管していたというお金は、恐らく500万円という金額だったと聞いております。これについては、生活保護担当が管理していたお金ということではなくて、生活保護担当の職員が自宅で管理したということではありません。生活保護の担当としましては、平成27年に元職員の指示によりまして500万円を元職員に渡しています。その際、元職員は、検察に持っていくというふうに社会援護課の職員に指示を、説明をしまして、500万円を預かっていきました。

だから、それは社会援護課の職員としましては、オレオレ詐欺の関係で検察に持っていったという認識でございましたので、その先、元職員がどのような経緯で保管、指示を受けた職員に預けたかということについては、社会援護課としては把握しておりません。

あくまでも、その指示を受けた職員がどのような指示を受けたかということについては、社会援護課としては把握していないというお答えです。多分、その辺のことは弁護士の調査の中でもいろいろ書いてあったと思います。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 質問番号1－3に関してですが、生活保護のシステム上で、保護対象の方が亡くなったにもかかわらず2年以上も保留されていたということで質問させていただきましたが、こうした事務は通常はあり得ないという御回答を前回いただきました。この生活保護システムの仕様について伺いたいのですが、この処理がされているか、されていないかというのは、システム上で分からないのですか。死亡したにもかかわらず処理がされていない場合というのは、分からないのですか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 実際、前回の質問でも住基システムと生活保護システムが連動していないのかということにつきましては、確かに連動していません。基本的に、生活保護上でその方が亡くなった場合については、生活保護システムの中で死亡しましたという形での廃止処理を行っているところです。

ただ、この件に関しましては、この被保護者の方が亡くなられた後に、元職員から金銭と生活保護の廃止処理などについて追って指示するので、事務手続も保留するよという指示が出たというふうに聞いております。

死亡後も、生活保護の廃止処理をしていないため、システム上、保護世帯として計上されてしまう状況が続いていたことから、この方が亡くなったのが平成27年5月だったのですが、実際には担当職員のほうから元職員に対して、システム上、この亡くなっている方の生保が続いているという状態になっておりましたので、これはシステム上まずいですということを提言させていただいて、ようやく平成29年10月にシステム上の処理について元職員から承諾を得まして、死亡日翌日に遡って廃止処理を行っております。

平成29年10月以前も、何度か担当職員としてはあのケースどうなっていますかということで元職員に対して確認等をしていたのですが、その都度その元職員からは、その件については保留するというふうな指示があったと聞いております。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 その2年間遡及して処理をしたということだと思うのですが、その間、生活保護の支給というのは行われていますよね。その2年間の支給されたものはどういう扱いになったのですか。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 廃止処理はされていなかったのですが、保護費は支給されておられません。保護費が支給されない状態で、廃止処理が行われない状態が続いていたということになります。その間はお金は出ていないです。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 それでは、質問番号1-4も関連しておりますので質問させていただきます。住基のシステムと生活保護のシステムが連動していないというのは、改めて先ほど御答弁していただいたところではございますが、前回質問させていただいたときに、セキュリティーの観点から連動していないという御回答でした。このセキュリティーというのは、どういった意味でそのようにセキュリティーという言葉をお使いになられたのか伺います。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 生活保護システムについてはかなり、もう20年以上前から独自に生活保護システムというのをつくってございまして、運用してまいりました。

そういった中で、住基と連動させるというところで、当初は恐らく情報漏えい的なことでのセキュリティーという部分があったのですが、確かに今現在の技術をもってすれば、そういった情報の漏えいという部分については、セキュリティー上はクリアできる部分はあると思います。

ただし、生活保護は、あくまでも生活の実態に即した制度になっています。例えば、住民票が和光市にない方であっても、生活の実態が和光市であれば生活保護を受けられるというふうになっておりますので、必ずしも住基と生活保護というのは連動していないという部分もあります。そういったこともありまして、今現在も連動はしていないという状況です。

恐らく、これから住基システムと生保システムを連動させようとする、かなり費用もかかってくるかなと考えています。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 連動ということで、費用がかかるかもしれないとおっしゃったのですが、住基側から情報を渡すだけで、生活保護はそれを取るだけなので、それほど費用はかからないのではないかなと私は思いました。情報のやり取りだけなので。これはぜひやるべきではないかなというふうに考えます。

今、御答弁された中で、市内に在住していないけれども生活保護の方がいらっしゃるというのは、今回、問題になっている方のケースではないのですよね。その点、確認させてください。

○安保友博委員長 梅津社会援護課長。

○梅津社会援護課長 今回のケースの方につきましては、和光市に住民票もございました。

先ほど封筒の件で御質問があった、顧問弁護士が行った調査報告書の資料があると思うのですが、その資料の2-2としまして写真撮影報告書というのがございまして、この中にロッカーに入っていた写真があります。

○安保友博委員長 休憩します。(午後 2時20分 休憩)

再開します。(午後 2時24分 再開)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑がありませんので、次に進みたいと思います。

続きまして、資料番号1-8について、再質問をお願いします。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑がありませんので、次に進みたいと思います。

続きまして、資料番号2-3について、再質問のある方はお願いします。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 以前から、パワハラが原因で辞めていった人がかなりいたのではないかという話はさせていただいておりますけれども、実際にこの辞めていった方がなぜ退職したいと申し出たのかについて、把握はされていますか。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 辞めるときに理由について確認はしております。その中でパワハラが原因だということは聞いてございません。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 パワハラというのは、個人の主観で判断するものかなというふうに思うのですが、実際に特定の職員、例えばこの元職員が原因で辞めるというような理由があったかなかったかお答えいただきたいと思います。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 そういった話は伺っておりません。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 退職の理由についてはヒアリングをしているということでしたけれども、その記録というのは残っていますか。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 退職に関する記録とかは取ってございませんが、退職願に理由を書く欄がございます。基本的には自己都合という形で退職となっております。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 通常だったら一身上の都合とかいう形で書くのかなと思います。実際になぜ辞めるのかということヒアリングしているというお話でしたけれども、記録を取っていないとすると、なぜ聞いていたのでしょうか。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 聞き取りをする中で、場合によっては退職を思いとどまってもらうようにとか、そういった話はしているのですが、記録は実際のところ取っていないというのが現状でございます。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑がありませんので、次に進みたいと思います。

続きまして、資料番号3-1。

休憩します。(午後 2時30分 休憩)

再開します。(午後 2時35分 再開)

金井委員。

○金井伸夫委員 質問番号3-1です。前回の答弁の御説明では、別紙様式5号以外の条項で厚労省から交付金を受けたという、申請したということだと思っておりますが、この別紙様式5号のケースは、どんなケースで適用される、使わなくてはいけないのか、サービスする施設の内容によって使い分けされていると思うのですが、それを教えてくださいませんか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 別紙第5号を必要とする要件につきましては、地域におけます介護、福祉、医療等の多様なニーズに応えるために、既存の特別養護老人ホームのユニット型施設への改修等の先進的な事業を実施する場合に、この別紙5号様式が適用になるものでございます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 そうすると、交付金を支給したこの施設の場合には、そのユニット型ではないので、別紙様式5号ではなく別の条項の、実際に交付金を申請した条項に基づいて申請したということになるわけですか。確認です。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今回、申請しました交付金につきましては、既存の介護療養型医療施設の老人保健施設やケアハウス等への転換を基本とします事業に対しまして交付金を受けるものでございますので、別紙第5号につきましては適用除外ということになっております。

○安保友博委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑がありませんので、次に進みたいと思います。

資料番号7について。

金井委員。

○**金井伸夫委員** 7-1ですが、和光市のこの交付要綱は、実際に施設に補助金を交付したときに作成されていなかったということだと思うのですが、こういった交付要綱なしで実際に補助金を交付するということは、一般的にあるわけですか。

○**安保友博委員長** 田中長寿あんしん課長。

○**田中長寿あんしん課長** 本来、補助金を交付する場合には、その根拠でございます補助金交付要綱というのが整備された上で交付するべきものでございますけれども、この案件につきましては、元職員の指示によりまして国の交付要綱に基づいて支出すればいいということで、当時補助金交付要綱は作成しなかったと当時の職員から聞き取りをしております。

○**安保友博委員長** 金井委員。

○**金井伸夫委員** そうすると、厚労省の交付要綱で実際に和光市を經由して施設に補助金を交付したということについては、あながち何か事務処理が間違っていたということではなくて、実際に基になる厚労省の交付要綱があれば実施できると、本来的には正しくないけれども、そういうことは何か慣例というか習慣であり得るということはあるのですか。

○**安保友博委員長** 田中長寿あんしん課長。

○**田中長寿あんしん課長** 基本的には、そういうことはあり得ません。国から交付金ということで市に入ってまいりまして、市は事業者に対して補助金という形で支出しております。名称も交付金と補助金とで違いますことから、国の交付要綱に準じて支出するということはありません。

○**安保友博委員長** 富澤勝広委員。

○**富澤勝広委員** 関連して1点質問したいのですが、平成22年の3月26日に交付決定通知を市長決裁を受けています。なおかつ、和光市の交付要綱は令和2年の7月20日に作成しているわけですが、この交付決定の決裁の中には、和光市の交付要綱に基づいた請求書がついているんです。要するに、交付要綱がないのに請求書が何で存在するのかなというのが疑問でありません。

通常、交付要綱に合わせて請求書とか申請書類をつくっていくと思うのですが、なぜこれが存在するのですか。その確認です。

実際、請求書はこの段階ではなくて事業者からもらっていないですね。なおかつ、監査の指摘を受けて後日請求書をつくってそこに付けているように思われます。そうすると、決裁は市長まで受けていますけれども、全てが存在しないものをよしとして交付をしたように思えるのです。この決裁の有効性というか、その辺はどうだったのでしょうか。なかなか説明しづらい部分があるかもしれませんけれども。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今、御指摘いただきました請求書につきましては、恐らくほかの補助金交付要綱を基に似たような形で請求書を作成して、添付しているかと考えております。

当時の決裁でございますけれども、市から事業者に対する補助金につきましては、決裁権者であります市長の決裁を受けて支出しているものでございますので、市から事業者に対する補助金については有効であると考えております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今話を総合すると、交付要綱もないのに支出をしたということは、市長の権限で出したということよろしいですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 最終的には市長決裁も受けているわけでございますので、そういった判断でよろしいかと思えます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 そうすると、申請の段階から不正があって、ずっと来てしまったわけです、決定まで。ということは、最終的には市長がそういう決断を下した、交付について決断したという理解でよろしいですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 それぞれの段階で、課長決裁なり部長決裁を上げてきておりますので、その段階でそれぞれの決裁権者が判断して決裁してこの事務を進めてきておりますことから、今おっしゃられたとおり、市として総合的に判断して、最終的にはA事業者に補助金を交付したということになるかと思えます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 あと、もう1点確認をしていきたいのは、交付要綱がないのに請求書がついている。先ほどの御答弁の中では、何らかの様式を利用して、利用してというか参考にしてこれをつくったのではないかということですから、要綱にないものを参考にしてつくったということは、公文書の偽造にはならないですか。その辺どうお考えですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 当時、本来であれば補助金交付要綱に基づきまして、その様式や決められております請求書に基づいて事業を進めていくべきところでございますけれども、当時、元職員の指示によってあえて補助金交付要綱を作成しないでこの事務を進めるといったことにより、担当職員がほかの補助金交付要綱に準じた形での請求書を作成して進めていったということになります。それが公文書偽造に当たるかどうかというのはちょっと判断しかねますけれども、当時としてはそちらの請求書を基に決裁をして、支出に向かって事務を進めていたということになるかと思えます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 決裁を見ると、市長まで担当者からずっと決裁を受けています。ということは、この関係者がこの請求書についてこういう形でいいですよと判断をしたということですよ、これは。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 それについては、当然決裁ラインでそれぞれ統括、補佐、課長、部長、市長がそれが正式なものだということで判断して決裁をして、事務を進めていたと判断できると思います。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 ということは、その交付要綱もないという現状を知りながら、こういう形で申請をしたと、私は理解をするんですけども。ここで決裁している方というのはまだ市役所にいる方です。こういう事件があったときに、そういった疑問があるときに、これは再三いろんな話で出てくるのですが、そういう方からお話を聞くということはないのでしょうか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この案件につきましては、関係書類に基づきまして顧問弁護士に聞き取り調査する職員をリストアップしていただきまして、聞き取り調査をして、その報告書を市に上げてもらっておりますことから、顧問弁護士としてこの方が必要だということで聞き取り調査の対象となっており、それ以外については現時点では必要ない方と判断をされたと考えております。

○安保友博委員長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑がありませんので、今の件をもちまして、再要求資料に対する質問、再質問については終結したいと思います。

休憩します。(午後 2時48分 休憩)

再開します。(午後 2時49分 再開)

次に、事務検査についてを議題とします。

これまで質疑を行ってまいりましたが、ここで皆様から資料番号の順番に問題点等を出していただいて抽出する作業を行っていききたいと思います。

まず、資料番号の1、資料番号としては1-1から12までですか、この中で問題点を出していただければと思います。また、それに対する意見もありましたら随時出していただければと思います。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 まず、生活保護関連現金等取扱要領の関係で、今までの質疑の中で、平成26年、平成27年、要領が定められているにもかかわらず、その制定される前の慣例によって行われていたということで、これはやはり一連の事件の温床になった、そういうような形で現金の取扱いが手順どおり行われていなかった、ルーズになっていたということが大きな問題点と

して挙げられると思っています。

一番の問題は、こういった要領が定められているにもかかわらず、それが使用されていない、準用されていないということが、やはり一番大きな問題点だろうと思いますし、今日の質疑の中でも、内規として課内での遵守徹底がなされていないというところも大きな問題だろうと思います。そこら辺がやはりしっかりとした形で遵守できるような、つくっても遵守されないということであれば何の意味もないと思いますので、まずそこをどのような形で担保するのか。フィードバックさせるような現場の仕組みをやはりつくらない限り、あるいはコンプライアンス、遵法意識がしっかりとした根づいた形でなければ組織として成り立たないので、そこら辺のところをまず根本的にしっかりと正していくべきであろうと考えます。

それに基づいて、いろいろと実際この事件を受けた形でルールづくりというものがなされてきたわけですがけれども、形式的なものが整ったとしても、やはりそれが準用されていなければ問題だと思しますので、まずその点についてしっかりとした形で、今回の事件を反省した上で法に準じていくというような意識の徹底というものがまずなされなければならないかなと考えています。

○安保友博委員長 今の意見に対してでもいいですし、新しいものでも構いません。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 今、齊藤克己委員がおっしゃったことが、ここの1番の最初のところの全てだとは思いますが、決められたルールどおりに行われていなかったというところで、おっしゃるとおりルールどおりに行われるようにする体制なり、またチェック体制も含めた検討が必要かなと思ったのが1点。あと生活保護のシステム上も処理が正常に行われていなかったという問題がございましたので、こういったシステム的なところになりますと、人を介さないで機械的にすることが可能な部分もございますので、機械的にできる部分はもうそこはやっていくというので、それも一つの考え方ではないかなと思います。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 現金等取扱要領につきまして、また同じところの問題点ですがけれども、いろいろな理由があるかと思うのですが、県から言われてつくったので、何というかあまり遵守しようという意図がなかったというような内容の答弁をいただいたのですが、和光市職員の分限処分の基準に関する指針によれば、こういった取扱要領に従わない処理をした場合には不適正な事務処理に該当するので、やはりこの分限処分があってしかるべきではないかと思えます。

例えば、この場合の不適正な事務処理をした場合には、停職とか減給とか、または戒告とかそういう処分が指針で示されているので、そういった処分をするのが適切ではないかなと思います。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 今回、その生活保護の関係では、一つ容疑者がそれぞれの家庭の財産とかイレギュラーな現金の預かりとかを、情報の入手先ということに関していえば、部長としてケア

会議とかに参加する中で、やはり個別の案件に対して経済的な内情などの情報等も入手していたのかと推測されるのですが、そういった点についてはこの事件後、ケア会議の在り方というものも変わってきていて、大人数で同じ情報を全員が知るといようなことから、個別的な対応、よりその情報を得るといところがやはり段階的な形でやるような体制にはなっていると思います。この特別委員会でそこら辺のところももう一度、既にやっているとは思いますが、徹底するということ、ある特定の事件の温床にならないような形で情報の漏えいですか、情報の操作というものはやはりしっかりと徹底して行われるべきではないかと。

今後とも、個人の財産管理とかそういった問題については、より一層厳しく情報管理をしていく必要があるのかなと考えております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 先ほど規定やルールを遵守していないということがあったんですけども、それが一般的に規定やルールをなかなか守り切らないとか徹底できないということもあるかと思うのですが、もう一つは、すごく仕事が属人的というか、1人の人に知識とかその実力が集中をしたようなカリスマ的な形になって、ルールより優先するその人の指示という部分があったと思うのです。

それが、組織としてカリスマが育つということは大事かもしれないですけども、その政策の実施をそこだけに頼っていくと、結局その人に対して反論をしたりおかしいのではないですかという意見を言ったりすることができない状況になっていくので、組織の在り方として、カリスマを出すなということではないけれども、少なくとも全部の職員が良心に従って、あるいは市民への思いを持って、誇りを持って仕事ができるような、そういう組織に育てていくことのほうがカリスマを1人出すより大事ですよ。その辺の、政策を1人の人に頼り切ったような形で、ほかにその政策を理解してきちんとやっていける人が育たなかったということは、やっぱり大きいかな。

それなので、その人の荒唐無稽な指示とかそういったことにも従ってしまう。絶対おかしいなと思ったはずだという場面が幾つもあるって、でも反論もできないし従ってしまうわけですよ。だから、そこはやっぱり通常だったら規定やルールを守らないはずはないといところもあるので、その辺の問題をどういうふうに解決していくのかは難しいんですけども、一番大きい問題かなと思いました。

○安保友博委員長 そのような中で、ちょっと疑義があったりとか、おかしいのではないかと思ったりとかといったときに、相談する体制ということについてどうあるべきかについて、何か意見のある方はいらっしゃいますか。

金井委員。

○金井伸夫委員 結局、パワハラが怖くて言いたいことが言えなかったということで、そういったカリスマ的な独裁的なことを許したのは、やっぱりパワハラを防止するのが一番ベターな対策ではないかなと思います。去年の6月にパワハラ防止法が施行されたので、事業主として

パワハラ防止の措置をきちんと法律に従ってやっていく。法律だけではなくて何か事例みたいなものが厚労省から出ているようなので、そういった事例を職員に周知して、事業主としてそういったパワハラ防止の措置を講じていく。いろんな方法があるでしょうけれども、パワハラ防止としてはこれが貴重ではないかなと思います。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 やはり、今おっしゃったとおり、両面として、カリスマというのが育っていくのと、片方の面としてパワハラというものがやはり根強く存在していたということが一面うかがえるのではないかと思います。やはりパワハラ処理委員会とか、そういったところが機能していかないと、特に今回は部長とかという形で管理職がその事件の主導者だったということで、やはり仕組み自体が機能していなかったということが言えるのではないかと思います。

普通は、こういった処理委員会でも、部長ですとか上位職を対象としたものではなかったと思うのです。その点で、今後そういった組織として第三者なり、あるいは相談弁護士なり、しっかりとした相談窓口をつくるということも必要でしょうし、そのパワハラ処理委員会というものもしっかりと機能するような形であって初めて、こういった苦情とか職員の相談先というものがあって初めて機能していくのだと思いますので、そこら辺、しっかりと対応すべきであるというふうに考えています。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今の件ですが、その処理委員会が、その当事者に必ずその内容を伝えて対応していくという規定があって、それでそれは困るのでということで記録も取らずに前半ずっと聞いてきたというふうな説明がありました。でも実際にはそれを伝えない形でやるということができているわけですね、それをやった実例もあるので。なのでその辺をもう少し最初から弾力的にするとか、あるいは少なくとも記録はきちんと取って行って、これまでどういう状況のことがあったのかということが把握できていないと、今になって相談は何件かあったけれども、記録は取っていません、どういう対応をとというのは、その人を動かすことしかしていないというふうな形では、やっぱり齊藤委員がおっしゃったように、機能しているとは言えないのかなと思います。少なくともその処理委員会のメンバーであるとか、それからその対応で必ず当事者にとりうふうなところをもっと敷居を低くするとか、少なくとも相談の記録はきちんと残して、どういう対応をしたかまで残すとか、秘密の保持のために取らなかったということだとは思いますが、記録を取ったとしてもそれを秘密にすることは可能ではないかと思うので、例えば相談を受ける人が人事異動とかで変わったら、もうつながらないわけですね、記録がないと。それではやっぱり機能しないのかなと思います。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 そういう点では、記録を取るということが全般的に、金品の管理もそうですけれども、今となつてはその書類、記録自体が存在しないというものが多数あって、それで当時の状況が分からないということがあつたわけですね。

だから、根底としてその人に、属人主義みたいな形になっているのかもしれないのですが、その組織としての仕組みがなされていない、記録も含めて土台となる記録がまずできていないということが大きな問題点としてあるし、それが事件が継続していく温床にもなっていたのだと思います。その都度対応して終わってしまうということがあるので、そこら辺はしっかりと、まず物事の土台としてしっかりとした形で、やはり組織として記録を取っていくということがそれぞれの場面で徹底されるべきではないかなと思います。

○安保友博委員長 1に関して、その現金の管理ということについて一つあるかと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

休憩します。(午後 3時10分 休憩)

再開します。(午後 3時13分 再開)

猪原委員。

○猪原陽輔委員 今回のこの現金のやり取りということで、課ごとに現金の管理が行われている現状というのがございますので、これは一案ですけれども、例えば会計に必ず頼んで会計に管理をやってもらう、現金の管理の一元化ということでやっていけば透明性というのは高まると思いますし、業務効率からいっても一元化したほうが場合によっては効率的になる可能性もあるのではないかなということで、これは検討してもいいのではないかなと思います。

○安保友博委員長 今の、その現金の取扱いについてさらに御意見があればお願いします。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 現金の取扱いについては、通常、現金取扱書というのが職員課から発行されているわけで、基本的には、例えば預かり金であったり大口の現金であったり、そういうことを扱うのはその方にしかできないとなっていますから、それをまず徹底していただくのと、所属長の管理がどこまでできるかというのがまた難しいのですが、部長に行くまでの段階では課長がチェックできるはずですから、そこできちんと預かった現金に対してしっかり管理できるような方法をつくっていくのが本来かなという感じがします。

基本的には、その現金取扱書というのが出た人が第一義的には扱えるのかなという感じはしますので、その辺の徹底をするということが大事かなという感じはします。

ただ、今回の事例はそれよりも上の人がある程度の権限といいますか、そういう役割を持っていて執行した経過がありますから、そういう部分はちょっとイレギュラーなのかなという感じはします。それをどうやって防いでいくかというのが今後の課題なのかなという感じがします。ちょっとまとまりませんが。

○安保友博委員長 実際、そのある職員が、部長に言われたから部長にそれを渡してしまったということで、それが正規の手續に乗らなかったということが今回の事例としてはあったということなのですが、これがそういう風土があったということなのか、そういうことかなと思うのですが、その辺についていかがですか。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 先ほども500万円の自宅管理とかいう話がありましたけれども、預かった金については、基本的には市の金庫に保管するというのが基本かなという感じはします。それができていないということはあるので、それを徹底してもらえないのかな。

今回の事件を踏まえて会計課に新しい金庫をつくったわけですから、その運用の基準も新しくつくったのではないかと思われしますので、その基準に従ってやっていただくしかないのかなという感じがします。今、どういう現状でやっているかというのは確認はできなかったですけども、それが一番大事なところかなと思います。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 現状、金庫室への出入りについては金庫室の前に帳簿があつて、出たり入ったりした人の名簿、名前を書くようなことになっているので、以前よりはセキュリティーは高まっているのではないかと思います。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 よく金融機関が毎日精算して現金の過不足を確認しますがけれども、多分そこまではできないと思うのです。ですから、出納帳、何でもいいんですけども出入りだけは記帳して、定期的に監査か、もしくは現金の責任者、会計課の方がチェックすると。要は、お金の流れ、後追いができるような仕組みをつくるのも一考かなと感じます。

○安保友博委員長 ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○安保友博委員長 それでは、2、公益通報に進みたいと思います。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 既に、先ほどの1のところでも出た話だとは思いますが、改めてということで。今回、その申出をするのが、発覚するのが恐ろしいといった事例が多々あったと思います。その原因となっているのは、やはり市の公益通報の制度自体への信頼がされていないということがございましたので、まずは、再三先ほどからも言われておりましたが、その公益通報制度をちゃんと信頼できるものに確立するといった点が1点と、あとは、どうしてもそこには言いづらいという場合の外部の相談窓口というのも検討すべきではないかなと考えます。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 今、猪原委員がおっしゃったとおりだと思います。和光市職員の公益通報に関する要綱にしても、和光市職員の分限処分及び懲戒処分の基準等に関する指針にしてもしっかりしたものができているわけです。それに準拠して運用できなかったというのが今回のポイントだと思います。

懲戒処分、懲戒免職処分を受けたのは多分元職員だけだと思いますが、特異な性格もあったのかも知れませんが、ここをどうやって対応するかというのが焦点かなという気はします。

○安保友博委員長 現状では、公益通報制度において内部の職員しかいないということがある、この点についてはいかがでしょうか。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 内部に関してはそうかもしれない。では、外部の人たちが、いわゆる住民がそれに対してできるかどうかという点では、情報がつかめない限りは監査請求等をできないわけですね。だから、その面のことを考えますと、やはり内部における公益通報制度がきちんと生かし切れるような仕組みをきちんと確立していくことが大事なのではないかなと思います。

それから、委員会の中でも発言しましたがけれども、公益通報制度、そういう重いものではなくても、軽度な生活アンケートみたいな、今回、職員がそんなことやらないだろうという前提の下で行政執行、ふだん、日常やっているわけですね。だから、今後はそういったこともあり得るんだということ、何だかおかしいけれども、起こり得るということも含めて考えたら、簡単な生活アンケート調査みたいな、そういった職員の悩みや気になっていることなどが把握できるような方法も考えていかないと。

人事評価制度の中で意見を述べるという部分もあるかもしれない。そういった記入等、困っていること等々含めて述べるところがあるのであれば、そういったものも活用しながら、半年、年に3回程度はそんな職員の状況を把握していくということも必要なのではないかなと思います。

○安保友博委員長 先ほど公益通報としか言っていなかったのですが、資料2ということでパワハラへの対応についても併せてお願いします。

富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 先ほどの熊谷委員の意見に準拠したいと思います。

上からのいわゆる人事考課制度がありますけれども、下からの上長に対しての考課制度も有効に使っていくのも一計かなと思います。一部上場企業では、もう既にそれをやっていますので、そこから何か問題点があれば公平委員会並びに職員課が動くという流れもできるのではないかと。

熊谷委員の先ほどの意見は、賛同いたします。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 やはり、公益通報制度は、その信頼性が、信頼感があって初めて機能していくのかなと、組織としての信頼感といいますか、仕組みとしての信頼感というものが必要だろうなと思っている。そういった制度をしっかりとつくっていくことだろうと思っています。

やはり、内部委員だけではなくて、第三者委員会とか制度として外部の弁護士とかが入るような形で窓口として対応できる形とか、そういったところで組織としての安心感をつくっていただくことが、内部通報制度を機能させていくために必要だろうなと考えていますので、その辺の制度づくりというものは今後しっかりと、今回の反省を踏まえて行われるべきではないかと考えています。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 よく分からない部分があって、今回、事件があってこれを開いているいろいろ議

論しているのですが、パワーハラスメントの被害処理委員会というのも市は設置しています。なおかつ、今度、部長職だったので、そこではできないからというので特別委員会を設置して、市を筆頭にそういう委員会を設置して対応に当たってきた。公益通報制度も確かにあるんです。

だけれども、ではどうしたらいいかというのは、私はよく分からない。要するにパワハラの特設委員会も、ある部長の仕事を評価したんだか何か分かりませんよ、そういうことを優先にしてある程度軽い処分が下されたわけじゃないですか。訓告という単なる注意で終わってしまったというのがあるので、では果たしてこの制度をどういうふうに生かしていくかという議論はあると思いますけれども、実際に執行する側がきちんとできなかつたら、これはいつやっても一緒なのかなと、ここで議論しても、そんな感じをずっと受けていて、我々はどうしたらいいのかなというのが、ちょっと自分自身も疑問でなりません。

結果的に、こういう機能も働いてやったのです。やったんだけど、うまく結果として出なかったという部分があるわけですから、その辺どうしたらいいかなというのが自分の中で疑問で、なかなか先に進んでいけないというのがあります。そういう意見です。

○安保友博委員長 今回、公益通報に関しては不受理という決定をされておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

松永委員。

○松永靖恵委員 この公益通報制度があるにもかかわらず不受理をされたという点に関しても、何を基準に受理するのか、受理されないのかというところもきちんと定めていかななくてはいけないのかなというのがあります。

また、公益通報制度というのは、職員だけではなくて市民からの公益通報制度というのもあるので、例えば、それこそ熊谷委員がおっしゃったように、情報は市民のほうには入らないかもしれないけれども、例えば元不祥事を起こした職員に対して何かおかしいと思ったことがあれば、市民にもそういう制度があるんだよというのも広めていかななくてはいけないと思っています。あとパワハラに関して、本当に言われたとおりに、それが間違っている業務だと分かっているながら、やらないと後で仕返しが来るとかパワハラを受けるのではないかということに対して、動いていた職員がそういうパワハラ委員会に訴えることによってきちんとそれをうまく受け止めてくれる。申出をしたもので、本人が取下げをしても、やはりそれはきちんと受理をして記録として残しておくという制度はつくっておかなくてはいけないのかなと思います。

○安保友博委員長 制度というか、運用とかそういうことですね。

松永委員。

○松永靖恵委員 それから、富澤委員がおっしゃったように、パワハラに関連する委員会を設けたのですが、例えばその委員長とか副委員長というのが、その委員に適しているのかどうかというの、それで本当によかったのかというのはちょっと疑問があるので、そういう点に関して今後どうしていくかというのも考えていかななくてはいけないと思っています。

○安保友博委員長 休憩します。(午後 3時33分 休憩)
再開します。(午後 3時35分 再開)

待鳥委員。

○待鳥美光委員 ハラスメント処理委員会に申し出るというのは、相談を受けた人が本人に確認をして申し出る、もしくは本人が申し出るのいずれかですよね。

それで、今回、たくさん公益通報の形で出たのは1月以降ですけれども、その前の段階でかなり相談はあって、それでその相談で処理委員会に申し出るかというところで、自分がその場から異動してその個人的な問題が解決したら、もうそれでそれ以上はいいですとか、あるいは本人に伝えないでほしいとか、そういったことでそこまで表に出さないまま、記録も残さないまま人事異動等に対応したケースがかなりあったというふうに聞きましたよね。

だから、そのような形だと、組織としての問題は全く解決しないので、その辺りの対応、あるいは聞き取りの中に、単なるガス抜きにしかならなかったというふうな証言もあったので、相談対応としてどうなのか。その人個人の問題が解決すればそれでよしというよりも、同じような案件が何件も出てきたわけですから、その時点で何らかのきちんと処理をして、組織としての問題自体を解決することができなかったというのは問題あるかなと思います。

○安保友博委員長 休憩します。(午後 3時40分 休憩)
再開します。(午後 3時42分 再開)

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 ハラスメントの被害処理委員会の在り方として、やはり秘匿性が保てないということで記録を取っていないということではなくて、こういう相談があったということはきちんと記録しておくべきだと思います。

それから、ハラスメントの相談があった場合、あるいは委員会を持つ場合にも、専門的知識を有する、職員以外の人たちがやはりそれに携わっていくということが必要なのではないかなと思います。そうでないと、第三者的な見方でいかないと、利害関係が委員会の中で生まれたらそれ以上追求できなくなっていくということにもなるので、そういう面では専門的知識を持った外部の人たちをきちんと入れて進めるべきだなと思います。

○安保友博委員長 実際、今回は、そのパワハラ案件として上がってきたものというのは数はそれほど多くなかったのですが、実際に事例を見ると、かなり大勢の前でそういう特定の職員に対してどなり散らしたりとかということが出てきたということがあると思います。その辺について、実際のパワハラとしての案件として上がってきたかどうかということについても御意見いただければと思います。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 実際にそこでパワハラを受けている状況を、周りの職員等は知っていると思うのです。だから、そういう面では、ではこういうときどういうふうに対応していけばいいのかとか、パワハラとは何なのかということをやっぱり知らない。上からパワハラを受け

ている理由がさもありなん、そうだと思うというふうに同情してしまうと、パワハラをしている人の側に立ってしまうと、もうされているほうにとっては救いようがないわけです。

ですから、何がパワハラなのかということをやはり年に1回ぐらいはきちんと職員に研修をして、その状況をつかんで、受けたときにどうするか、そういった対処の仕方も含めて、そういった体制を整えていくということも必要なのではないかなと思います。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 職場環境の改善ということになると思うのですが、いわゆる大勢の前で叱責をするというのは、これは社会的なビジネスマナーとしても反していると思います。どこか個室にしても、1対1で注意するのだったらやむを得ないかも知れませんが、基本的なマナーができていなかったと、そういうことだったと思いますので、もう1回礼儀作法も含めて、しっかりした研修制度もあるのですが、中身は分かりませんが、機能するように努力をしてほしいなと思います。

○安保友博委員長 答弁の中でも、市長もそういう状況を把握していて、何度かその場で注意したという話があったかと思うのですが、逆に言うと、その部長に対して物を言えるのはもう副市長と市長しかいないという中で、今回、その処分が口頭による注意だけだったという話があったと思います。その辺についてももう一度御意見をいただけたらと思います。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 処分を決定したときに、この元職員については文書訓告をしていて、それ以外、総務部長と職員課長が同時に口頭注意を受けています。要するに、職場の安全義務を怠ったということで一緒に処分を受けている。その辺が私は理解できなくて、この部長の直属の上司というのは副市長であり市長であるわけだから、その辺が何で対象にはならなかったのか。処分を下すのは市長、副市長ですからそういう結果になったのかもしれないですけども、その辺がちょっと理解できない部分があると思います。

ただ、処分内容もこの文書訓告でいいのかどうかというのも疑問でならなくて、この事件とどうも対比してしまうので、それがそれでいいのかなというのがしっくりこないのです。この元職員は、それを受けた後に異動をしてほかの部署で部長職をやられて、職員課から監視の目が届くようにその職場内に通報者を1名つくって監視をさせた経過があるわけです。

そういう中でも、要するにパワハラについてはなかったかもしれないですけども、事件的な部分がそこにあったわけで、その処分の甘さがそういうことも引き起こしたのかなということにも若干結びつくのかなという感じはします。今回、この職務上の指導についてのお話ですから、今までのいろんな公益通報のことを総合すれば、処分的にはちょっと甘かったのかなという判断をせざるを得ないのかなという感じはします。

それについて、要綱なり規則にのっとってきちんとした対応をしていただくのが本来かなという感じがします。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 富澤勝広委員の言っているとおりだと思います。

標準例一覧を見ますと、やはり暴言に関しては職場内秩序を乱す行為ということで、これは減給もしくは戒告ですから、減給という判断もあってしかるべしではなかったかなと思います。

この辺りは今、現代、パワハラを含めて大変社会が注視しているところですので、もう少し処分内容を改定してもよろしいのではないかなという気はします。

○安保友博委員長 その点については、提示された資料の中でも、1回目ということで重い処分にして不服審査でひっくり返されたという事例があったので今回はこういう軽いものにしたという内容の説明があったかと思うのですが、今回の件に関しては長年それがずっと続いてきて、やっと表に出てきたという話があったということは明白なことなので、その対応が本当によかったのかというところは問題点としてあろうかと思っています。

ほかに2について御意見がありましたらお願いします。

[発言する者なし]

それでは、続きまして資料の3のほうに移りたいと思います。

金井委員。

○金井伸夫委員 この交付金は、支払ったんだけど、平成26年に会計検査院から指摘されて返還したわけで、返還することについて、当時監査制度がもし機能していれば、どういういきさつでそういう返還をすることになったのかということ进行调查してしかるべきであったのではないかと思っています。その点、今回の質問では上げておりませんが、質問をした結果、監査制度が機能しなかった理由がどんなところにあるのかなと思うわけですが、まさか元職員からのパワハラを恐れてできなかったとか、しなかったとか、何かそこら辺の関係がもしやあるのではないかなというような勘ぐりもしたくなってしまうのですが、問題点として、監査制度がなぜ機能しなかったのかというのは1つあります。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 この交付金について、一連のやり取りの中で一番明らかになっていないのが、要するに、要綱どおり、国の基準どおりに交付がされていないということが一つあって、建築されてしまって翌年に支給していますから、要綱には該当しないのになぜお金が出ていったのかなというのが一つ疑問で、それを明らかにしてほしいのと、事業執行側の会社がお金を受け取っているわけですから、それをどういう用途に使ったのかなという調査も必要なのかなという感じはしますので、その辺も市のほうから調べていただくのは基本かなという感じはします。

あと、国の職員であったわけですが、国の職員が市の職員に指示をして、いろいろなやり取りの中でこういう交付決定がある程度の段階を踏んでなされたという経過がありますから、その当時いた職員も現在いらっしゃると思いますので、そういうやり取りがどうであったのかなというのも、やっぱり明らかにしていく必要があるのかなという感じはしますので、その辺も市に要求していただきたいなという感じはします。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 今回、交付金の関係で、申請時からこの元職員が不法行為を行って、それに沿った形で交付金の交付が行われ、また、国への返還まで行われなければならなかったというところが、様々な段階を経ているんですけれども、その段階ごとにチェックがなされていないというところが、やはり大きな問題点ではないのかなと思う。個々のそれぞれの場に応じて段階はあるのでしょけれども、全く機能していないというか、実際には形式上に決裁を受けて印を押してという形にはなっているのですが、それが今となってみればまるっきり機能していなかったところというのが、やはり問題点が、それぞれ気づくべきところは幾つもあったというふうに感じています。それがその都度見過ごされたままといいますか、その作為によってそれが覆されないまま行ってしまったということが非常に大きな問題ではないのかなという感じはします。

○安保友博委員長 その部分というのは、監査委員会に入りますか。対象として。

休憩します。（午後 3時58分 休憩）

再開します。（午後 4時06分 再開）

意見の調整についてはまだまだ残されておりますが、本日はこの程度にとどめたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

次回の日程です。1月29日金曜日、午後2時から第9回調査特別委員会を開催し、問題点等の整理についてを議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。日程調整のほどよろしく願いいたします。

本日の案件は以上となります。

確認です。来週1月21日木曜日については、当初予定が入ってございましたけれども、委員会を行わないことといたします。

それでは、ほかに何か委員の皆様からありますか。

ほかになければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午後 4時08分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博